

平成 2 2 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 3 号

平成 2 2 年 6 月 1 0 日（木曜日）

議事日程 第 3 号

平成 2 2 年 6 月 1 0 日（木曜日）午後 2 時開議

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町税条例の一部改正について）
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第 3 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（平成 2 1 年度玉村町一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（平成 2 1 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 6 承認第 6 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（平成 2 1 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 7 承認第 7 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（平成 2 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 8 承認第 8 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（和解について）
- 日程第 9 議案第 3 0 号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 3 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 3 2 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 3 3 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 3 4 号 玉村町消防団の設置等に関する条例及び玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 3 5 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 3 7 号 財産の取得について
- 日程第 1 7 議案第 3 8 号 損害賠償額を定めることについて

- 日程第 18 議案第 39号 損害賠償額を定めることについて
 - 日程第 19 同意第 2号 固定資産評価員の選任について
 - 日程第 20 意見第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 日程第 21 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 22 閉会中における所管事務調査の申し出
 - 日程第 23 議員派遣の申し出
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	浅見 武志 君	14番	石川 眞男 君
15番	三友 美恵子 君	16番	宇津木 治宣 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総務課長	重田 正典 君
税 務 課 長	新井 淳一 君	健康福祉課長	松本 恭明 君
子ども育成課長	筑井 俊光 君	住 民 課 長	井野 成美 君
生活環境安全課長	高橋 雅之 君	経済産業課長	高井 弘仁 君
都市建設課長	横堀 徳寿 君	上下水道課長	原 幸弘 君
会計管理者兼会計課長	小林 訓 君	学校教育課長	大島 俊秀 君
生涯学習課長	川端 秀信 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 千尋	庶務係長兼 議事調査係長	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○開 議

午後 2 時開議

議長（宇津木治宣君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしたとおりであります。

○日程第 1 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町税条例の一部改正について）

議長（宇津木治宣君） 日程第 1、承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

○日程第 2 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町都市計画税条例の一部改正について）

議長（宇津木治宣君） 日程第 2、承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

○日程第3 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）

議長（宇津木治宣君） 日程第3、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 頭が悪くてちょっと理解に苦しんでいるのですけれども、これは要するに国民健康保険税は上がるのですか、下がるのですか、据え置きですか。

議長（宇津木治宣君） 新井税務課長。

〔税務課長 新井淳一君発言〕

税務課長（新井淳一君） お答えいたします。

今回の改正は3点ありまして、まず1点目が最高限度額の引き上げ、それで2点目が軽減措置の拡大、3点目が非自発的失業者の軽減措置を取り入れるということで、高額の所得のある方は増税になります。低所得者の方は減額がふえるかなと、こう思っております。

〔「低所得者は何ですか、ちょっと聞こえにくい、ごめん」
の声あり〕

税務課長（新井淳一君） 低所得者は減額になると、こう思っています。

〔「はい、わかりました」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

○日程第4 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

（平成21年度玉村町一般会計補正予算（第9号））

議長（宇津木治宣君） 日程第4、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成21年度玉村町一般会計補正予算（第9号））、これより本案に対する質疑を求めます。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 中身のあれなのですが、21ページの歳出のところの一般管理費、賠償金ということになっているのですが、どのような内容の賠償金かちょっと教えていただきたいのですが。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 21ページの総務管理費の中の一般経費ということで、賠償金であります。これにつきましては、この後承認第8号で出てまいります和解に伴う金額の支払いのための予算計上ということでございます。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） そうすると、議会の議決及び承認を受けていない案件をこの中に入れて、先に承認を求めるということですか。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） これは、3月31日付で専決させてもらった部分、町長の専決ということで上程されておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 石内議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） ちょっと意味がよくわからないのですが、例えば承認を得て、8号が先に来て承認をしてということなら意味がわかるのですが、またそれを除いておいて、後でまた入れるというのなら意味がわかるのですが、あらかじめ入れておいて承認を得て、その後またその内容の承認を求めるというやり方、何かちょっと不合理的な気がして質問しているのですが、ちょっともう一度説明していただけますか。

議長（宇津木治宣君） ちょっと休憩します。

午後 2 時 0 6 分休憩

午後 2 時 0 7 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔 総務課長 重田正典君発言 〕

総務課長（重田正典君） この問題につきましては、最初に予算を立ててでないとは和解の調印ができないということで、予算を立てて順序正しくやったということでご理解いただければと思います。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

9 番町田宗宏議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） 同じ項目です。非常に原則的なことをお尋ねいたします。

1 つ、賠償金というのはどういう定義になっていますか。

2 つ、賠償金はどのような場合に町は支払いますか。

3 つ目、賠償金 6 1 万 9 , 0 0 0 円は、どのように算定をしましたか。

4 つ目、賠償金 6 1 万 9 , 0 0 0 円は、いつ、だれが、だれと協議をして決めましたか。そして、相手方にだれがお伝えをしましたか。

とりあえず以上です。

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後 2 時 0 9 分休憩

午後 2 時 1 0 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） この賠償金の経緯ということでございますが、平成20年から差し押さえ処分にかかわる問題でいろいろとお話しておったわけでございますが、21年の3月に町が訴えられたということに基づくものでございます。そのものに対しまして、3月の30日に相手方と合意がなされたということで、3月31日に、ここにあります金額でございますが、62万円を相手方に支払ったということでございます。

どのような場合にとということでございますが、要するに町が訴えられているということで、和解とこの条件のもとに支払ったということでご理解願いたいと思います。

算定でございますが、これは相手からの要望について町がいろいろ協議した段階で、これぐらいでしたらということで決まった金額ということで理解しております。この金額でございますが、3月の30日に町長並びに副町長、担当職員等の中で協議して、この内容で和解するということで決まったということでございます。

以上でございます。

〔「ちょっと休憩してください」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 休憩。

午後2時11分休憩

午後2時12分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 賠償金の定義ということでございますが、定義といいますと、要するに争っている相手方に対しての償い金みたいな形になるかと思えます。

それから……算定でございますが、一応町としては当初裁判が始まった段階で、相手のほうからの申し出があった金額が80万円程度ということで今記憶しているのですけれども、その中でそれをいろいろ加味しまして、相手のいろいろな……相手の与えたものに対しての対価として計算したということで、これが幾らだからこれということで積算はされていないと理解しております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 今度2回目ですから、議長いいですね。

私の考えでは、何か事が起きて、事件等が起きて、過失があったと、悪いことしたと思ったほうがそれを相手に償うために払うのが賠償金と、こういうものだと思うのです。それで、この預金差し押さえ訴訟については、町としての考え方は、ちょっとおさらみみたいになりますけれども、法令審査委員会では副町長が座長で、その審査会で棄却をしたと、町は別に悪いことしているわけではないと、不服を申し出られることは不本意だと、こういうことだと思うのです。

それから、前橋地方裁判所に訴訟されたわけですが、この判決も先般一般質問で私がしたとおり、別に町は、簡単に言うと勝ったと、訴訟内容については却下、あるいは棄却と、こういうことですから完全な勝訴だったということだと思うのです。これは、明らかに前の税務課長の阿佐美さんもそう言いました、完全な勝訴ですと、花丸ですというようなことがありましたし、以前に副町長も勝ったのだというようなことも言っていたと思うのですけれども、その和解について賠償金を払うと、町が何か悪いことをしたと、相手に損害を与えたと、こういう名前のお金を支払うものはいかがかと思うと。それから、賠償金の62万円、ここに計上されていますのは61万9,000円となっていますけれども、その金額は、32万円は多分滞納金で税金を町が取ったと、あと30万円は訴訟を起こした人にくれてやったと、こういうことになるわけですが、税金を滞納していて差し押さえを町がしたから、これは悪かったと、そういうことではないと思うのです。一審の判決を見ても、町は別に悪いことしているわけではないと。それなのに、何で30万円、その滞納者にお金をやったかということは、今後税を納めない方が出たとき、差し押さえはできなくなる可能性もありますし、もし差し押さえをして訴訟されたら、税金滞納金以上に相手に払うと、こういうことが起きると大変なことになると。ある程度財産のある人は、差し押さえでも生活権を奪ったわけではないからいいと、しかし低所得者で差し押さえられると、もう生活できないという理由で訴訟をすれば、しかし本人は何らかのことで生きているわけですよ、生きていると、生活していると、それで生活権奪われた、奪われたということで訴訟していて、それで一審で、いわば負けたにもかかわらず、逆に町から30万円ほどのお金がもらえたと。こういうことが起きると、将来納税者に必ず悪い影響が及んでいくのではないかと、そのように考えますので、この賠償金61万9,000円についてはもう一度明快な答弁をお願いしたい。

以上、2回目の質問です。

議長（宇津木治宣君） 3回目です。町田議員、3回目です。今のは3回目です。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 何で。2回目だよ、1回休憩で話したでしょう、2回目です。

議長（宇津木治宣君） はい、わかりました。

重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 賠償金の関係でございますが、町の予算の構成上、和解金という項目はございません。それなので、22節の補償補てん及び賠償金という項目に載せたということでございますので、形として賠償金という形になっておりますが、要するに支払ったのは和解金ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「いやいや、ちょっと待つてよ、休憩」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） いや、私が決めます。

〔「いや、私が決めますでいいんだけど、質問した内容についてさ、答えていないのに、それでもう次移るんですか」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

議長（宇津木治宣君） 再開します。

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） 61万9,000円の根拠ということでございます。さきに総務課長がお答えしましたとおり、当初第一審で訴訟を起こされたとき、相手方の要求は80万円の、いわゆる損害賠償、慰謝料を要求されました。それらを前提に相手方と協議をしまして、数字を詰めていったと、細かい何が幾らでこれが幾らでという積み上げは、もちろんそういった積み上げはございません。

それから、先ほど賠償金の定義が云々というお話がありましたが、これも予算の支出項目につきましては、地方自治法施行令で決められておりますので、項目として賠償金という項目が適当であろうということで決定をしたものでございます。

議長（宇津木治宣君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） これで3回目ですから。今述べてまいりました賠償金の定義、賠償金はどのような場合に町は支払うか、賠償金61万9,000円の積算の根拠、4番目に賠償金61万

9,000円はいつ、だれが、だれと協議して決めたか、これらについてはまことに申しわけないのですが、私の後援会の皆さん、あるいは町民の皆さんに明快にお答えをするために、間違いがあるといけませんので、後日文書で教えてください。

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後2時24分休憩

午後2時25分再開

議長（宇津木治宣君） 再開します。

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） それでは、後日対処させていただきます。

〔「よろしく願います。終わります」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑。

11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 町田議員からの質疑の内容でございますけれども、私も同一で、この賠償という項目、これについては当然精神的、あるいは肉体的、あるいは経済的に相手に対して迷惑をこうむった場合において賠償金というものは支払われるわけでございまして、私は今回の内容をずっと精査していく中で少し疑問を感じます。

2月3日に前橋地裁で判決が出ました。その内容を見てみますと、地方自治法331条及び国税徴収法54条、これらのものについては抵触していないという前橋地裁の判例が出ているわけです。私は、その内容も見てみました。そういうものから考えて、この和解というような状況の中で賠償という言葉が出ていますけれども、もう一度この賠償の意義、これについて説明をいただきたいと思いません。

願います。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 相手との和解書の中にもその項目はあるのですけれども、相手の和解書の中の第2条でございますが、本件事件の解決金として62万円を支払うものということで、和解書に基づくものですから、和解金ということでございます。賠償を行ったということでございませので、よろしく願います。

議長（宇津木治宣君） 村田議員。

〔 11 番 村田安男君発言〕

11 番（村田安男君） 3 回までということで、本当にごさいませんと、私が言っていることに対して答えていないのですけれども、ではこの文書の 21 ページの賠償金 61 万 9,000 円という数字は、この賠償金は削除するのですか、間違いなのですか。この印刷は間違いなのですか。私は、それを確認します。それは、議長、休憩の中で言ってください。そんなこと言っていたらすぐ終わってしまう。

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後 2 時 28 分休憩

午後 2 時 28 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開します。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 先ほど町田議員のときにもお答えいたしました、町の予算上の組み方といたしまして、歳出項目の中に和解金という項目はございません。ですので、先ほど申し上げたとおり 22 節の補償補てん及び賠償金という項目で予算を計上させていただきました。

議長（宇津木治宣君） 村田議員。

〔 11 番 村田安男君発言〕

11 番（村田安男君） 3 回目かい。

議長（宇津木治宣君） 3 回目です。

〔 11 番 村田安男君発言〕

11 番（村田安男君） いずれにしても、この賠償金というような形で、私もやはり同一、きょうも傍聴者見えられておりますけれども、傍聴者に対して、あるいは町民に対して、こういう事情でこういうことで私は支払うのだというような説明をしていかななくてはならないので、先ほど来の説明では若干私も腑に落ちない面がございます。改めてまた機会をとらえて、文書でなくても結構ですから、説明いただく機会をつくっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（宇津木治宣君） 要望ですね。

〔「ええ、わかりましたでいいよ」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） 先ほどの町田さんに対する答えと重なりますけれども、さっき申し上げましたのちょっと正確ではなかったかなと思うのですが、地方自治法施行令か、あるいはその規則において、歳入歳出それぞれ款項目節という形で細節まで法定で決まっております。だから、それ以外の名前で予算計上ができないようになっております。したがって、今回やむなく賠償金という名称を使いましたけれども、その内容については先ほど来総務課長がお答えしているとおりです。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議……

〔「はい」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 反対ですね。

〔「ちょっと休憩してください、反対というんじゃなくて」
の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 反対ですね、討論を今求めているのです。ですから、討論される人は挙手をして、賛成か反対か述べていただきたい。

〔「いや、したがってちょっと休憩してもらいたいと言うんですけど、こういうことなんですけどもね、要するに…
…」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） いや、休憩できません。要するに……

着席してください。

本案に対する討論を求めているのです。ですから、討論がある方は挙手をしていただいて、賛成か反対かを述べていただいて、反対であればすぐ討論をしていただきます。

町田議員。

〔 9 番 町田宗宏君登壇 〕

9 番（町田宗宏君） 町田です。この補正予算案については、先ほどの賠償金の項目を除けば賛成です。この和解金のことについては、さらに審議を継続していただきたい。

以上です。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論はございませんか。

2 番石内國雄議員。

〔「賛成討論」「反対」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 次は賛成の方の討論です。

石川議員は賛成ですか。

〔「賛成討論」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） では、石川議員。

〔14番 石川眞男君登壇〕

14番（石川眞男君） 補正予算一般の中で、特にこの和解に関するところがかなり焦点化していると思いますので、この件について私の考え方を述べて賛成討論にかえたいと思います。

これは、去年の5月23日に給料として振り込まれた19万9,959円、約20万円を町が差し押さえた、ここから始まっているということをも確認しておく必要があるかと思ひます。7月18日に、いわゆる原告より給料を全額差し押さえられてしまったことに対して異議申し立てがありました。そして、法令審査委員会で協議の結果、9月12日付でその異議申し立ては棄却しましたという通知を本人に出し、そして去年の3月9日、差し押さえ処分の取り消しを求める訴えが提起されたということなのです。

それで、最大の争点は、給与生活者の最低限度の生活維持等に充てるべき金額の差し押さえを禁じているのです、国税徴収法76条は。それで、給料として口座に振り込まれた全額の差し押さえは違法ではないかどうかということなのです。判決は給料等に基づき支払いを受けた金銭につき、その一部を差し押さえ禁止とする一方、給料等の振り込みにより成立した預金債権については何ら触れられていないことにかんがみれば、預金通帳の原資が給料等であったとしても、その差し押さえは国税徴収法76条に違反していないと解すべきということで、町の行為を認めているわけなのです。これは、しかし現在の給与の支払いの多くは口座振替という現実から考えると、この解釈がおかしいという人がいても、それこそおかしくないと思うのです。私も原告なら控訴します。要するに76条の規定を、給料の振り込みの規定がないからという、そういった限定解釈ではなく、今の現在の生活実態に合わせた類推解釈して、給与振り込み型の労働者の生活権も守るべきだと私は考えています。

そして、この高裁、そして上告審では、この一審判決が「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という憲法第25条、生存権に基づいて一審判決の審理がされることになるわけです。恐らく町は一審で勝ってみて、これからの道のりの険しさ、厳しさというものを感じたのではないかと思います。一審判決が維持されるとは限らないし、私としてももし裁判やるのなら、このまま一審判決が維持されるようでは困るなという思いがあります。最高裁判所で勝訴することの展望があるわけではなく、期間、費用ともに相当かかる割に、滞納徴収額は20万円です。今後訴訟を継続した場合、当然住民の側からの逆の意味での批判が予想されるのです。たった20万円に関してこれだけの期間と時間を費やして、それでいいのかと、そのことを察知した町が和解に及んだのではないかと思います。

和解金額62万円が高いかどうか、これについては意見の分かれるところでしょうが、その目安はやっぱり原告側が損害賠償として求めた80万円、これが目安と言えるのではないかと思います。そして、一審で勝訴したからこそ、この和解の金額が62万円という形で減縮されたということも事実で、今後この訴訟を進めたときの予想をすればはるかに安い金額と言え、最少の出費で抑えられたと、むしろ認識していいのではないかと私は考えます。そして、5月22日に行われた監査結果によっても、その中で本件に関する事務全般のうち、滞納処分等に関する事務においては経過説明等、また総務課の異議申し立てや、その審査棄却、訴訟判決、和解等の事務については異議申立書、訴状、判決、和解書、取下書等を、会計課の収支等に関する事務については支出命令等の関係書類を確認し、調査するとともに、担当職員から説明を受け、本件事件の財務に関する事務については適正に執行されていると認められるが、適正な行政事務の執行の面から意見がついているわけですけれども、監査もそういう形で一応通っております。そして、その意見というのは、結果的にこのような本件事件となったことは非常に遺憾であると、今後とも納税者に対し税の公平性、公正性が損なわれないよう十分配慮し、さらに適正な行政事務の執行が図られるよう要望し、こうした問題の発生を防ぐために関係各位のさらなる連携と慎重な行政事務の執行に努めるよう事務の改善を図りたいというような形で監査報告も上がっております。

私は、この問題は裁判に訴えられてしまった、要するに全額を押さえてしまったことによって提訴されてしまったと、そのところに原因があると思いますので、そうなった以上、最少の金額で和解していくというのは、これは執行としては正しい態度だと思います。

以上、私の意見として賛成の討論とさせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 次に、反対の方の討論を求めます。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君登壇〕

2番（石内國雄君） 反対として意見を述べさせていただきます。

承認第8号の専決処分の内容のことではなくて、議会の議決、予算とか和解については議決が必要という形で、地方自治法の96条に議決しなければならないというところに、この和解というのがございませぬ。先ほどの議案の中で、賠償金が和解のお金だということですので、その議決を経ていないでそのまま上程することは非常に遺憾と思います。まず、そちらの議決を受けてからやるべきと考えます。

したがって、この予算のこの部分を削除して、また改めてその分については出して、改めてその分をやるということであれば賛成はできますが、これを入れたまま採決をするということになりますと、この議会に対しての対応が非常によくないと、このように私は考えまして、反対させていただきます。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

〔「議長、ちょっと休憩」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 休憩。

午後 2 時 4 1 分休憩

午後 2 時 4 2 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

○日程第 5 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

（平成 2 1 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））

議長（宇津木治宣君） 日程第 5、承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 1 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

○日程第6 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（平成21年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第6号））

議長（宇津木治宣君） 日程第6、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成21年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第6号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

○日程第7 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（平成22年度玉村町一般会計補正予算（第1号））

議長（宇津木治宣君） 日程第7、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成22年度玉村町一般会計補正予算（第1号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

○日程第 8 承認第 8 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

（和解について）

議長（宇津木治宣君） 日程第 8、承認第 8 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（和解について）、これより本案に対する質疑を求めます。

10 番川端宏和議員。

〔10 番 川端宏和君発言〕

10 番（川端宏和君） 承認第 8 号について、専決処分をどうしてもしなければいけなかった経緯について、町長よりもう一度説明願います。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） これについては、一般質問で笠原議員さん、石川議員さん、そして町田議員さんに述べたとおりでございます。

3月31日に相手方との和解ができ、これを解決するということで、その話が30日に和解の内容が双方で決まったということで、では最後の大みそかでございます3月31日に和解をするということでございましたので、町長として専決処分をして、今6月議会に承認を求めるということで議会に提出させていただいたというのが経緯でございます。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

7 番備前島久仁子議員。

〔7 番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 同じく専決処分について伺います。

4月以降にすると高裁での準備に入るので、和解がしづらいと相手方が言った。それなので、3月31日に和解した。3月議会も終わっていたし、時間がなかったから専決処分をしたというふうに町長は述べております。和解がしづらいと相手方が言った、これでは相手方の言い分ばかりを優先して物事を処分しております。専決処分につきましては、3日あれば臨時議会を開けること、あるいはもっと緊急性があれば全員協議会でもいいわけです。議会に諮るべき事項だったと思います。

また、地方自治法の96条、和解は議会の議決が必要、また損害賠償の額を定めることにも議会は議決しなければならないとあります。また、同じ地方自治法179条、特に緊急を要する時間的余裕がないことが明らかであるとき、つまり交通事故や災害、学校で事件が起こったときなど、一刻も早く処理しなくてはならない場合、事態が時間とともにどんどん悪くなる場合に専決処分をしてもいいということになっております。しかし、相手から和解案が示されたのが2月の18日、町の弁護士に和解文案をつくらせたのが3月の18日であります。最高裁から呼び出しがあったのが2月の26日、和解文をつくらせる時点でなぜ議会に諮らなかったのか、緊急性が認められません。十分時間があったのではないかと思われまます。また、さらに62万円というのは、相手の要求する額でもあります。

それで、裁判まで行ったこうした件を、専決で今まで処分して議会に諮らなかったということが他の市町村ではあったのかどうか、また他の市町村ではそういう場合どうするのか、私は時間がある限り、高崎市、安中市、そして県議会、大泉町、そういうところの議会に尋ねてみましたけれども、この和解、それから裁判、これにかかわる件で専決処分をしたということは今まで聞いたことはないという話でした。ですから、町長は、皆さんが言うほど重要だとは思わなかったというふうに全協で述べておりますけれども、事の重大さと、そして議会の重み、これを余りにも軽く考えたのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） その件については、再三全協等、議会でも議員の皆さんには、今後はそういうことのないように十分気をつけると、専決については気をつけるということでおわびをしたわけでございますけれども、この専決ということも法の一つの長に与えられた権限でございます。ですから、それを大上段に使うという、そういう気持ちはございません。ただ、4月以降になると非常に和解がしづらくなるという、そういう中で3月31日に専決処分と和解をしたということでございます。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 今後は、その専決処分については十分に慎重にお願いしたいと思います。

また、先日副町長も、相手が無資産であるから争っても得るものがないというふうに述べておりましたけれども、これは資産をとれるとかとれないとかの裁判ではないと思います。何年にもわたる税

金の滞納者が貯金の差し押さえに異議申し立てをして、町を相手にした裁判であって、そのことが是か非かの判決をつけるべき裁判であったと思います。裁判では、そこをはっきりさせるべきではなかったのではないのでしょうか。そうでなければ、今後同じようなことが起こった場合、同じような裁判を繰り返すということは考えられませんか。

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） 誤解があるといけませんので、申し上げますが、裁判そのものの、いわゆる町民の皆さんや議会の皆さんが、その成果は何かといったときに、例えば裁判に勝ったとしても相手からは一銭もとれませんよと、そういう事実はありますよということを申し上げたので、それだから、その裁判の価値が軽いものであるとか、そういったことの比較として申し上げたわけではございません。今後も、十分取り扱いについては注意しながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（宇津木治宣君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 新聞では、適法な督促なしに税滞納者の銀行口座の預金を押さえたのは違法だとして、町を相手に差し押さえの取り消しや損害賠償を求めたとあるのです。適法な督促がなくて口座を押さえたのが違法だと、このように報道しております。しかし、これでありますと、だれが聞いても適法な督促なしに口座を押さえたのであれば、だれでもが違法であると思うわけでありませんが、この件についていかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 新井税務課長。

〔税務課長 新井淳一君発言〕

税務課長（新井淳一君） 今回の件に関して税務課としてみれば、公平な徴収の観点から、法に基づいて滞納処分を実施したと、こういうことであります。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 今出されている専決処分の承認を求める中で、和解金が62万円ということになっております。先ほどの予算のほうでは61万9,000円なのですが、差額の1,000円についてはどこから支払われる予定、または予算をもう一度組み直して上程する予定でしょうか。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） お答えいたします。

予算を立てる段階で、節を設けるのにゼロという節では設けられないということで、1,000円は当初からそのところに存在してあった金額でございます。両方を足して62万円ということでご

ざいます。

議長（宇津木治宣君） ほかに。

1 番笠原則孝議員。

〔 1 番 笠原則孝君発言 〕

1 番（笠原則孝君） 専決処分のことなのですけれども、今回の会計処理、和解金について皆さんに伺いますが、適切だったか、適切ではなかったかという簡単なものですが、第 1 回目は。

よろしくをお願いします。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔 総務課長 重田正典君発言 〕

総務課長（重田正典君） 先ほど石川議員のほうで、監査委員の監査報告ということで監査報告書を朗読していただいたと思うのですけれども、その中で監査をやった監査委員の方が、会計処理的には適切に処理されているということでお認めになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（宇津木治宣君） 1 番笠原議員。

〔 1 番 笠原則孝君発言 〕

1 番（笠原則孝君） では、何ら今後とも問題は起きないということですね、その件については、監査委員がやったからということで。そう解釈してよろしいのですか。

議長（宇津木治宣君） 休憩。

午後 2 時 5 5 分休憩

午後 2 時 5 5 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開します。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔 総務課長 重田正典君発言 〕

総務課長（重田正典君） 先ほど町田議員、村田議員にもご説明したとおり、町の一般会計上の款項目節の中に、和解金という項目がありません。和解金という項目がありませんので、2 2 節の補償補てん及び賠償金という項目の中にそのものを入れさせていただいたということで、特に問題になるとは考えておりません。

議長（宇津木治宣君） 1 番笠原則孝議員。

〔 1 番 笠原則孝君発言 〕

1 番（笠原則孝君） では、あと 2 つ残っているので。まず 1 回目、この和解に来ることなのですけれども、訴えを取り下げたということはどういうことなのかと。簡単なことなのですが、この辺か

らちょっと。まず、訴えを取り下げたというのは東京高裁に控訴されたからなのか、それとも地裁のほうなのかという、どちらかということをちょっと聞きたいのですが。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 相手方が東京高裁に控訴したものの訴えを取り下げたということでございます。

〔「おしまい、もう。これで。じゃ、まとめてやっちゃいますね」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） いやいや、もう終わり。

〔「できない」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） うん、3回しかやれない。

〔「もうしわけない」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） この流れの中で、幾つか私は疑問を感じているのですが、何度か来庁、町に見えられて役場の職員と協議を重ねております。その中で、お金を払ってほしいということに対して、生活が苦しいから払えないとか、どうしようもない、そういうような理由で払えないということを一度も言ったことはない。払います、毎月5,000円払います、あるいは月々何ば払いますということで、16年4月から17年12月16日ですね、合わせて約20万円近い金が支払われております。

そういうものを考えたときに、専決処分で、私が言おうとしていることは、約束事は守る。これは、民法の中でも約束については守るということで、別に条文化しなくても約束は約束、口頭であっても約束は約束ということが文面の中にあります。そういうものから考えれば、この原告の人は玉村町をだましたという位置づけで私はとれようかと思えます。そういう人に対して、このような和解とか、賠償金を支払っていることは、私は理解できないのですが、その約束事を不履行にした、守らなかったということに対して、その辺についてお伺いしますが、総務課長でも、どなたでも結構です。約束を守らなかったのですから、払うと言っていて払わなかったことに対してどう思うか、その辺についてお伺いします。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 我々は、公務を行う上でいろいろな方と接するわけでございますが、まず相手の発言を尊重して対応するというのが我々の基本精神であります。

ですから、お約束いただいても、それは情勢が変われば、お約束いただいたことができなくなるのはしょうがないなという部分はあると思います。ただ、現状においてそれを、現状の相手の方がどのような状態なのかを見きわめる職員の目も、今後研修が必要ではないかと考えております。

議長（宇津木治宣君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 情勢の変化ということで今お答えいただきましたけれども、この14年から19年までの収入金額1,400万円、1年あたり200万円からの金額を働いて稼いでいるわけです。そういう収入があって、何で情勢の変化、そのほかの情勢の変化なのか、その辺の情勢の変化を私は理解できないのですけれども、当然経済的にはある程度の裏づけがあって支払うということを書いていたわけですから、その辺の情勢の変化がどの情勢の変化か、その辺についてお伺いします。

議長（宇津木治宣君） 新井税務課長。

〔税務課長 新井淳一君発言〕

税務課長（新井淳一君） 今回のケースは、長年にわたって町税務課と滞納者との間で経緯、経過、当然あります。もちろん税務課としては再三催告したり、納税相談したりしてきました。当然分納の約束というか、誓約を交わしました。1回か2回は守ってくれはいたしましたが、今回は何が何でも差し押さえということではなくて、やむを得ず差し押さえしてもらったと、こういうことであります。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑は。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

○動議の提出について

〔「議長、動議」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 賛成議員は。

〔「はい」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 動議は受け付けます。

ただいま9番町田宗宏議員から動議が出されました。動議の内容をお話しいただけますか。

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後3時01分休憩

午後3時02分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 町田議員、どんな動議でしょうか。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） 税滞納者の預金差し押さえ訴訟和解問題の調査に関する決議について動議を提出いたします。

議長（宇津木治宣君） 暫時休憩します。

午後 3 時 0 3 分休憩

午後 3 時 0 4 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

○日程の追加について

議長（宇津木治宣君） これより税滞納者の預金差し押さえ訴訟和解問題の調査に関する決議について、この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

〔 「異議あり」の声あり 〕

議長（宇津木治宣君） この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

議長（宇津木治宣君） 起立少数です。

したがって、この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることは否決をされました。

議長（宇津木治宣君） 本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

〔 「本件というのはどの件ですか、今の動議」の声あり 〕

議長（宇津木治宣君） いえ、動議ではなくて。動議はもう否決です。

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後 3 時 0 5 分休憩

午後 3 時 0 5 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 最初に、反対の方の討論を求めます。

1 1 番村田安男議員。

〔 1 1 番 村田安男君登壇 〕

1 1 番（村田安男君） 反対討論をさせていただきます。

納税の義務は、国民にひとしく課せられた義務であります。公平、公正を旨とする行政の基本理念を考慮した場合、和解による問題解決は理解できないものであります。ことし2月3日の前橋地裁の判決文では、徴収にかかわる業務、すなわち地方税法331条及び国税徴収法54条に基づく納税催促通知及び方法等、法に順応した内容であるとの判決文内容でありました。さらには、差し押さえの是非についても国税徴収法76条に抵触しないとの内容でございます。これらのことから、原告は上告し、これから時間と経費がかさむということですが、和解による問題解決は、税の公平、公正性からかんがみても、理解にほど遠いものであります。私は反対させていただきます。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論は。

次は賛成の番ですが、ありますか。

1 4 番石川眞男議員。

〔 1 4 番 石川眞男君登壇 〕

1 4 番（石川眞男君） 短く賛成討論させていただきます。

一審において、確かに訴訟の一つのいろんな手段として幾つか、1項目、2項目、3項目と出すわけですけれども、そういう攻撃、防御の手段ということなのですから、結局それは言ってみればジャブみたいなもので、それははね返されて、この一番の問題は国税徴収法76条に違反するか否か、つまり全額差し押さえがいいかどうかというところがこの焦点ですので、私は本当に勝ったうちにやめておかないと大変なことになるよという考え方ですので、ここでの和解というのは非常に私にとっては、町にとってはいいことだと思っています。2月3日に判決があり、16日に町は具体的に和解の方向で動き出したわけですけれども、その訴訟は本人訴訟ではなくて、訴訟代理人を通じてのやりとりになりますから、どうしても意思疎通に時間がかかるわけです。その判断に時間を要することになり、結論に時間がかかってしまうということ、これが一つです。

それから、それでここまで来てしまった、3月末日まで来てしまったということだと思えます。そういった和解を模索する中、3月26日に東京高裁から期日呼び出しが届いて、相手方が高裁での期日に対応するため大きく動き出す前、これは要するに一審で負けたのだから、どうしたって高裁でひっくり返さなければならないという、そういう力を込めた弁護団を形成するということです。そういった動き出すと、やっぱりいろんな意味で経費もかかるし、そういった動きが出る前に機先を制する形で町が和解を試みたということは、私は理解できるのです。3月31日に和解して、和解金を支払

ったわけですが、このタイミングを逃すと62万円という、そういった和解条件が町にとってより不利になるという判断も働く中の専決処分は、執行の裁量の範囲内のものだと考えております。

地方自治法179条では専決処分を認め、その第3項で長は次の会議でこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないと規定しています。まさにこの議会でのこの議論が、その会議ということです。これらを勘案すると、執行の和解から専決までの一連の対応に、そこがあるとは思われない。教訓化すべきは、異議申し立てに対して対応する中で、訴訟を回避すべくさまざまな観点からの点検が欠けていたことであり、それらが健全に機能する法令審査委員会に改革すること、これが喫緊な課題と言えらると思います。

以上、賛成討論といたします。

議長（宇津木治宣君） 次に、反対の方は。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君登壇〕

7番（備前島久仁子君） 反対討論いたします。

納税は国民の義務であります。法のもとに平等でなければなりません。しかし、玉村町が悪質と認められた税金滞納者へ一審で勝訴しているにもかかわらず、和解金62万円を払い和解し、それを議会に諮ることなく専決処分をした今回の件は、納税者である町民の理解を十分に得られるものではありません。62万円は町民の税金です。また、町民やほかの市町村への影響も極めて大きい専決処分であり、法的効力はないとしても、承認できる案件ではありません。

よって、反対いたします。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありますか。

〔「反対いいんですか」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 言ってください、反対か賛成か。

〔「反対」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） では、町田議員。お願いいたします。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） 町田です。くどいようですが、長くわかりやすく、ずっと説明をしていきます。

まず1つは、和解の理由が明確でない。一般質問でもしてきましたけれども、町長は4月15日の全員協議会で、一審で町が勝ったわけではない、このまま続けるとうつ病になって町長をやめなければならないと考えたと、したがって和解したのだと言ったのですけれども、その後石内議員の求めによって議会のほうに提出された文書によりますと、ずっと読めば本当はいいのしょうけれども、時間がかかりますので、要約して申しますと、1つは弁護士費用がたくさんかかるというのが一つの理由です。2つ目は、これから東京高等裁判所で裁判をし、原告が勝てば今度は町のほうが上告する

と、するかしなにかわかりませんが、原告が東京高等裁判所で負ければ、最高裁まで行くのではないかと、そうすると相当長い年月がかかるのではないかと、そのための労力は大変なものがあると、こういうことです。それから、相手方との交渉において、納税制度についてその必要性及び納税者の生活実態の尊重がともに重要であることを相互に認識をしたと、こういうのが、いわば和解を行った理由なのです。

しかし、納税者に与える影響、それが一番の問題だと思うのです。金がかかるとかかからないとか、一審で町のほうが勝ったとか、そんなのが理由ではないのです。和解をしたらどう影響を納税者に与えるか、その納税者も玉村町だけではなくて、群馬県はもとより全国に影響が及ぶのだと、そういうことをまず第一に考えるべきだと思うのです。そのことが全然論じられていないのです。そこに思いが至らなかったのかどうかわかりません。したがって、この和解の理由はへ理屈でしかない、私はそう思って反対をしております。

また、この和解について石川議員は、もう町に異議申し立てがあったときから、これは和解すべきだと、そういうことで言ってきたはずであります。それで、今また和解がよかったのだと、いろいろ法令等を出して言っておりますけれども、一審では裁判所が、町のやった行為はいいのだと、だから原告の申し立ては却下する及び棄却すると、はっきりそう言っているのです。したがって、高等裁判所に行き、最高裁に行った後はわかりません、我々には。何を信ずるかと言ったら、一審の判決をまず信ずるのがいいのではないかと、こう思うのです。したがって、和解の理由の根拠が薄いというのが反対の一つであります。

2つ目は、専決処分したことについてです。これは、備前島議員もるる申し上げているとおりです。しかも、町長は4月15日に、議会に説明してからでも十分時間はあった、専決処分をしなければならぬほどの時間的余裕はなかったわけではなかったとはっきり申しているのです。これは、地方自治法の179条に明らかに違反であります。これは、全員協議会でこのように町長が答弁したときに、私が即座に、では179条に違反しているのですねと言って、町長はるる説明をしたところでございます。この石内議員の資料要求によつての3番目に、緊急を要した理由、専決処分を行った主な理由ということで4点ほど書いてあります。1つは、相手方より町側の和解案で合意することが伝えられたのが3月26日であり、既に3月議会が終了していたこと。3月議会が終了していれば、備前島議員も言ったとおりです、こんなの臨時議会を開くと議長名で発すれば開けるはずですから、理由にならないと。2つ目の和解の期日を延ばすことにより、滞納金額の延滞金が増加すること。幾ら増額するかは計算しておりませんが、これによって和解が成立しなくなるほどの莫大な金ではないと思います。税務課長、わかると思うのです。3月31日で和解すると、4月の3日か4日に和解するのでどれだけの金額が違うかと、聞いてもいいのですけれども、ここは今反対討論中だから聞けないのが非常に残念です。したがって、滞納金額の延滞金が増加するなんていうのは理由にはならないと。3つ目、関係職員が3月31日をもって退職することにより、年度内の解決を考えたこと。行政というの

は連続していますから、課長がかわろうがだれがかわろうが、そんなの関係ないのです。継続しているのです。例えば税務課長が3月31日かわった、では4月1日から税務課の仕事ができなくなってしまっているかということ、そんなことないです。立派な税務課長がいて、前任者と同じように極めてスムーズに税の活動がされています。行政というのは、そういうものだと思うのです。だれがいつ死んでも継続していくと、いなくなっても交代しても同じです。行政は継続をするものです。したがって、理由にならないと。4つ目、現在の和解案で解決することに決定したのが3月30日だったこと。したがって、時間がなかったというのですけれども、これは先ほど申したとおり議会で諮ればいいと、臨時議会を開けばいいと。こういうことで、専決処分については明らかに地方自治法の179条に違反をしていると、よって反対をする理由であります。

次に、補正予算のほうには賠償金となっているのですけれども、和解の文書のほうは解決金となっているのです。和解金でもないのです。解決金となっています。だから、何が何だか私はこんがらがっているのですけれども、したがって定義をお聞きしたのですけれども、明確な定義ないのですけれども、この62万円、今度は62万円ですよ、和解文書のほういくと。解決金62万円については根拠が全くわかりません。理解できません。

以上の理由によって、この案には反対をいたします。本来ならば百条委員会を立ち上げて、もっとしっかり、何でもこういうぐあいになったのか真相を究明して、二度とこういうことが起きないようにするのが議会の役割だと思うのです。きょうこの百条委員会立ち上げについて賛成をされた方は、そこら辺のことがよくわかっているのだと思うのですけれども、反対した方は自分の責任も放棄しているのだと、議会も物すごい責任があると思うのです、今回の和解については、それを責任逃れしているのと同じだと思うのです。したがって、議会のほうも猛烈な反省をすべきだと、以上反対討論いたします。

終わります。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

○日程第 9 議案第 30 号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 日程第 9、議案第 30 号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 10 議案第 31 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 日程第 10、議案第 31 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 1 1 議案第 3 2 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 日程第 1 1、議案第 3 2 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 1 2 議案第 3 3 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 日程第 1 2、議案第 3 3 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 13 議案第 34 号 玉村町消防団の設置等に関する条例及び玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 日程第 13、議案第 34 号 玉村町消防団の設置等に関する条例及び玉村町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 14 議案第 35 号 平成 22 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）

議長（宇津木治宣君） 日程第 14、議案第 35 号 平成 22 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第15 議案第36号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（宇津木治宣君） 日程第15、議案第36号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 16 議案第 37 号 財産の取得について

議長（宇津木治宣君） 日程第 16、議案第 37 号 財産の取得について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 17 議案第 38 号 損害賠償額を定めることについて

議長（宇津木治宣君） 日程第 17、議案第 38 号 損害賠償額を定めることについて、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 18 議案第 39 号 損害賠償額を定めることについて

議長（宇津木治宣君） 日程第 18、議案第 39 号 損害賠償額を定めることについて、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 19 同意第 2 号 固定資産評価員の選任について

議長（宇津木治宣君） 日程第 19、同意第 2 号 固定資産評価員の選任について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

○日程第 20 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（宇津木治宣君） 日程第 20、意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

○日程第 21 開会中における所管事務調査報告

議長（宇津木治宣君） 日程第 21、各委員長から、開会中における所管事務調査報告が議会会議規則第 77 条の規定により議長に提出されました。

報告書は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第 22 閉会中における所管事務調査の申し出

議長（宇津木治宣君） 日程第 22、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、目下委員会において審査中及び調査中の事件につき、議会会議規則第 73 条の規定

により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決しました。

日程第 2 3 議員派遣の申し出

議長（宇津木治宣君） 日程第 2 3、議員派遣の申し出についてを議題といたします。

議会会議規則第 1 2 2 条の規定により議員の派遣については、お手元にお配りした議員派遣の申出書のとおりであります。

お諮りいたします。

議員派遣申出書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認め、議員派遣申出書のとおり議員を派遣することに決しました。

○字句等整理委任について

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

議会会議規則第 4 5 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理は議長に委任することに決しました。

○町長あいさつ

議長（宇津木治宣君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 平成 2 2 年玉村町議会第 2 回定例会の閉会に当たり、お礼の言葉を述べさせていただきます。

本定例会は 6 月 3 日に開会され、本日までの 8 日間、議員の皆様には 2 3 案件について慎重にご審

議をいただき、ありがとうございました。提案しましたすべての案件について原案どおりご議決、ご承認をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、一般質問では9人の議員さんから町政各般についての質問がございました。この中でのご指摘、ご提言をいただきましたことにつきましては十分尊重し、今後の行政執行に反映できますよう努力してまいりたいと思っております。

さて、菅直人新首相が誕生し、去る8日に内閣が発足し、菅政権がスタートいたしました。菅首相は、強い経済、強い財政、強い社会保障を一体として実現していくと表明いたしました。少子高齢化に経済のグローバル化、そしてデフレ、日本を取り巻く環境が激変している現況で、数多く重要課題がある中、今後どのような政策を行っていくのか、注目していきたいと考えております。

最後になりましたが、梅雨の季節となり、天候不順なうっとうしい日が続き、体調を崩しやすい時期でございます。議員の皆様方には健康には十分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長あいさつ

議長（宇津木治宣君） 平成22年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は6月3日開会し、本日までの8日間にわたり、多数の議員より一般質問、補正予算、人事案件等の重要議案について議員各位の熱心な審議により、全議事を議了し、無事閉会の運びとなりました。

さて、執行におかれましては、本会議等において議員各位からの意見や要望事項につきましては、十分考慮していただき、今後の行政運営に十分反映されるよう強く要望する次第であります。

議員各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分留意され、ますます活躍されますことをお祈りいたしまして、閉会のあいさつといたします。

○閉 会

議長（宇津木治宣君） これをもちまして、平成22年玉村町議会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時37分閉会